

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施要領

令和4年3月31日付け4畜産第2114号承認

令和4年3月18日付け3年度北酪畜第1511号

我が国の畜産・酪農は、T P P 11協定、日 E U 経済連携協定及び日米貿易協定の発効に続き、地域的な包括的経済連携協定（R C E P 協定）についても15カ国で署名が行われるなど、新たな国際環境の下で収益力や生産基盤の強化を図っていく必要がある。

一方、T P P 等の効果を最大限に発揮するために改訂された「総合的なT P P 等関連政策大綱」（令和2年12月8日T P P 等総合対策本部決定）においては、農林水産業の体質強化対策の一つとして「畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進」が位置付けられ、その中で「畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充」を図るとともに、「肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化を推進する」こととされた。

これに則り、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）（以下「本事業」という。）では、改訂された「総合的なT P P 等関連政策大綱」に即して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、一般社団法人北海道酪農畜産協会（以下「酪畜協会」という。）は、北海道内において畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用等、地域一体となって行う取組（収益力強化等に必要な機械の導入）を支援する。

本事業の実施については、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号。以下「業務方法書」という。）に定めるもののほか、この要領（以下「協会要領」という。）に定めるところによる。

第1 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

1 畜産経営等強化支援事業

畜産クラスター計画（交付等要綱第2の2の畜産クラスター計画をいう。以下同じ。）に基づく取組を行う者が生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置を導入する場合及び飼料生産組織が飼料自給率の向上及び経営の高度化に必要な機械装置を導入する場合に、その負担の軽減を図るために行う当該機械装置の導入に必要な費用の一部の補助

2 推進指導事業

1の事業の円滑な推進を図るために行う事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等

第2 機械装置の導入

1 導入方式

第1の1による機械装置の導入に対する補助は、次のいずれかの方式により行うものとする。

(1) 購入方式

中心的な経営体（交付等要綱第4の3の中心的な経営体をいう。以下同じ。）が機械装置を購入して導入する場合に、当該導入に係る畜産クラスター計画を策定した交付等要綱第4の1の畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）に対して、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を補助する。

(2) リース方式

中心的な経営体が機械装置をリースにより導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が別に定めるリース会社等をいい、3の規定により貸付主体に貸し付ける者を含む。以下「リース事業者」という。）に対して、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を補助する。

2 取組主体

第1の1により機械装置を導入する者（以下「取組主体」という。）は、畜産クラスター計画において中心的な経営体として位置付けられた者であって、(1)のアからスまでのいずれかに該当し、かつ、(2)の要件を満たす者及び実施要領別紙4の第1の2又は3の事業を取り組む者であって施設整備と一体的に機械装置を導入する者とする。

(1) 取組主体の対象者

ア 畜産を営む者（法人化しているものを除く。）

イ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

ウ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）。

エ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当するものは除く。

（ア） 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの

（イ） その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるもの（ウ又はケに該当するものを除く。）の所有に属しているもの

オ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）

カ 事業協同組合、事業協同組合連合会（定款において、農業（畜産を含む）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

キ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（寄附行為又は定款において、農業（畜産を含む）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

ク 地方公共団体（実施要領別添4の第3の施設整備と一体的に機械装置を導入する場合に限る。）

ケ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

コ 土地改良区

サ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。以下「農業者団体」という。）

シ 3戸以上の農業（畜産を含む）を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件に適合するもの

（ア）農業（畜産を含む）を営む個人が直接の主たる構成員であること

（イ）当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること

a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること

b 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続を明らかにしていること

c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと

d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと

e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること

ス 上記アからシまで以外の法人であって、次の（ア）及び（イ）の要件に適合するもの

（ア）自給飼料の生産を主たる事業として営むコントラクター（飼料生産受託組織をいう。以下同じ。）であって、直近3年以上の活動実績があること

（イ）飼料の生産を委託する畜産農家との間で、長期（3年以上）の受委託に関する協定を締結していること

（2）取組主体の要件

ア 取組主体は、次のいずれかを満たすもの（（1）のクの地方公共団体及びイの飼料生産組織を除く。）とする。

（ア）（1）のアに該当する者であって、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づく認定を受けたもの又は同法第14条の4の認定を受けた者であって、現に就農し、又は就農することが確実であるもの（以下「新規就農者」という。）

（イ）（1）のイからオまでのいずれかに該当するもの

（ウ）（ア）又は（イ）に該当する2者以上で構成する集団

（エ）（1）のカ、キ又はサに該当する者であって、自ら家畜の飼養（委託による場合を含む。）を行うもの

イ （1）のイからスまでのいずれかに該当する飼料生産組織（コントラクター又はTMRセンター（完全混合飼料等の飼料生産組織をいう。）を営む者その他の飼

料生産組織をいう。) であって、次の(ア) から(ウ) までのいずれかに取り組むもの

(ア) 導入した機械装置を用いた作業の受託面積(自ら飼料を生産している組織にあっては飼料生産作業面積を含む。以下同じ。)を、目標年度(事業実施年度から3年度目。以下同じ。)までに、機械装置の導入年度の前年度又は過去3か年の平均の実測値(現状値)より、20ha以上拡大すること。ただし、新規組織については、受託面積を目標年度までに20ha以上とすることとする。

(イ) 導入した機械装置を用いた収穫量の増加等の取組により、目標年度までに、過去3か年の平均の実測値(現状値)より、収穫量(TDNベース)をおおむね10%以上増加させること。ただし、新規組織を除くものとする。

(ウ) 導入した機械装置を用いて調製される混合飼料等について、目標年度までに、当該組織又は受益農家が給与する飼料中の飼料自給率(TDNベース)の値が、機械装置の導入年度の前年度又は過去3か年の平均の実測値(現状値)より、次のそれぞれの値以上増加すること。なお、粗飼料と濃厚飼料の両方を調製する飼料生産組織にあっては、次のa及びbの双方の基準を満たすこと。

a 粗飼料を調製する場合

- (a) 現状値 80%未満 5ポイント
- (b) 現状値 80%以上85%未満 4ポイント
- (c) 現状値 85%以上90%未満 3ポイント
- (d) 現状値 90%以上95%未満 2ポイント
- (e) 現状値 95%以上 増加すること
- (f) 現状値 100% 維持すること

b 濃厚飼料(飼料用米等)を調製する場合

- (a) 現状値 10%未満 3ポイント
- (b) 現状値 10%以上15%未満 2ポイント
- (c) 現状値 15%以上20%未満 1ポイント
- (d) 現状値 20%以上 増加すること

3 機械装置の再貸付け

(1) 貸付主体

畜産業の振興を目的とする次に掲げる法人は、取組主体に対して機械装置を貸し付ける目的で、リース事業者から機械装置を借り受ける者(以下「貸付主体」という。)となることができる。

- ア 公益社団法人
- イ 公益財団法人
- ウ 一般社団法人
- エ 一般財団法人
- オ 事業協同組合
- カ 事業協同組合連合会
- キ 農業者団体

(2) 再貸付の要件

ア 貸付主体は次のいずれかに該当する場合に限り、取組主体に機械装置の再貸付けを行うことができる。

(ア) 複数の取組主体に対して、同一の機械装置を貸し付ける場合であって、貸付主体が機械装置の管理を行うことに取組主体の経営上の合理性があると認められる場合

(イ) その他再貸付を行うことが、取組主体の収益性の向上のために必要であると当該取組主体の所属する協議会が認める場合

イ 貸付主体は、再貸付を行う場合、貸付を受ける取組主体の所属する協議会の事務局に、その旨を報告するものとする。

第3 補助対象機械装置の範囲

- 1 第1の1の事業において補助対象となる機械装置（以下「補助対象機械装置」という。）の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 補助対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、補助対象としないものとする。
- 3 補助対象機械装置は、原則として新品を対象とする。ただし、協議会が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械装置は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上であるものに限るものとする。
- 4 リース方式で導入する場合の補助対象機械装置は、リース事業者がその通常の事業においてリース物件として貸し付けているものとする。
- 5 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業（以下「国庫補助事業等」という。）において補助金等の交付を受けている機械装置は、本事業の対象から除外する。

第4 事業の実施等

1 事業参加要望

(1) 協議会は、別記様式第1号により協議会の構成員である取組主体及び貸付主体（以下「取組主体等」という。）が畜産クラスター計画に基づいて導入しようとする機械装置の要望を事業参加要望書として取りまとめ、実施要領別紙2の第5の2の(1)の規定に基づき、北海道と協議の上、酪畜協会に提出する。この場合、協議会は、取組主体等ごとに導入を希望する機械装置の規模、数量及び既存の機械装置がある場合の追加導入について、真に必要性のあるものにつき導入を行うよう取りはからうものとする。

なお、北海道との協議は、酪畜協会を経由して行うものとし、酪畜協会は北海道内の事業参加要望書を取りまとめ、北海道に提出するものとする。

(2) 協議会は、(1)の事業参加要望の取りまとめに当たり、実施要領別紙2別添「機械導入事業の優先順位の決定に係る基本方針」及び北海道からあらかじめ示されるこれに相当する方針（以下「基本方針等」という。）を踏まえ、機械導入を希

望する取組主体等の間での優先順位を決定するものとする。

- (3) 協議会は、実施要領別紙2の第5の2の(3)の規定に基づく北海道による意見表明があった場合には、事業参加要望書について、必要な修正を行わなければならない。
- (4) 酪畜協会は、北海道が実施要領別紙2の第5の2の(5)の規定に基づき実施した事業参加要望書を提出した協議会の畜産クラスター計画の総合評価について、その結果の通知を北海道から受けるものとする。

2 事業実施計画の作成等

- (1) 酪畜協会は、事業参加要望書を取りまとめ、別記様式第2号により事業実施計画書を作成し、当該事業参加要望書を提出した協議会の畜産クラスター計画の総合評価結果を添えて、中央畜産会に提出するものとする。
- (2) 酪畜協会は、(1)により提出した事業実施計画の承認並びに配分予定額の通知を中央畜産会から受けるものとする。
- (3) 酪畜協会は、(2)の配分予定額の通知を受けた場合は、北海道及び協議会に通知するものとする。
- (4) 酪畜協会は、(2)で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、(1)に準じて変更の承認を受けるものとする。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業費の30%を超える増減
 - ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 事業参加申請書の作成・承認

- (1) 協議会は、2の(3)の通知を受けた配分予定額の範囲内で、事業参加要望書で決定した取組主体等の優先順位に基づいて取組主体等を選定するものとする。
- (2) 協議会は、(1)により選定した取組主体等から提出のあった事業参加申請に必要な書類等を別記様式第3号により取りまとめ、畜産クラスター計画を添えて酪畜協会に申請するものとする。
- (3) 購入方式で機械装置を導入する協議会は、(2)の事業参加申請に当たって、あらかじめ次の内容について、北海道の確認を受け、その結果を添えて申請するものとする。
 - ア 協議会が補助金の経理に関する規約、事務処理規程等を定め、補助金及び事務の取扱いが明確となっていること。
 - イ 機械装置の購入を希望する取組主体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書又は融資証明書等により、支払可能であることが確認されていること。
 - ウ 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」（平成31年4月1日付け30食産第5396号、30生産第2221号、30政統第2195号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知）に準じて、費用対効果分析が実施され、投資効率等が十分検討された上で、当該機械装置の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれていること。

(4) 酪畜協会は、必要な書類等の確認を行った上で、取組主体等ごとに事業参加承認を行い、協議会に通知する。

4 事業の委託

酪畜協会は、本事業の一部を別に定める委託要領により、他の団体に委託して行うことができるものとする。

5 補助対象経費及び補助方法等

酪畜協会は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業の実施に要する経費につき補助するものとする。

また補助方法については、別添1の「協会要領第1の1の事業に係る補助方法等の取扱い」に基づき、適正に行うものとする。

6 機械装置の導入に係る留意事項

(1) 共通

ア 導入する機械装置の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、利用規模に即した適正な機械装置を選定するものとする。

イ 導入する機械装置の購入先の選定に当たっては、当該機械装置の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

ウ 取組主体等は、導入する機械装置の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、導入する機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

エ 取組主体等が国庫補助事業等により機械装置の導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

オ 導入する機械装置は法定耐用年数以上利用するものとする。

(2) 購入方式の場合

ア 取組主体は、補助の対象となる機械装置について、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入するものとする。

イ 取組主体は、導入した機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、機械の導入を行った場合は、その写しを速やかに協議会に提出するものとする。協議会は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(3) リース方式の場合

ア 貸付期間

貸付対象機械装置の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

(ア) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転する場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、1年から法定耐用年数までの範囲内（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）で、

リース事業者が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を取組主体等に移転することを前提に、定めるものとする。なお、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、取組主体等に所有が移転された後、取組主体等において財産管理台帳を整備し、これを保管するものとする。

(イ) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転しない場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）とする。なお、貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、再リース又は第三者への譲渡により引き続き効率的に利用するよう努めることとするが、これが困難な場合は、酪畜協会がリース事業者と協議し処理するものとする。また、再リースを行う場合にあつては、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、酪畜協会がリース事業者を指導するものとする。

イ 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

リース事業者は、貸付対象機械装置について、アに基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により取組主体等に当該機械装置の所有権を移転することができるものとする。

ウ 途中解約の禁止

取組主体等は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として取組主体等がリース事業者に支払うものとする。

エ 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。

なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

(ア) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

(イ) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。

ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

オ 契約書類等の徴取

(ア) リース事業者は、リース契約の内容に貸付対象機械装置の取得価格と補助金額を明記するものとする。

(イ) 酪畜協会は、リース事業者が取組主体等とリース契約を締結した場合は、速やかにその契約に係る書類の写しを徴取するものとする。

第5 事業の実績報告

1 取組主体等は、機械装置を導入した場合は、原則として1ヶ月以内に(1)又は(2)により事業実績報告書を酪畜協会に提出するものとする。

(1) 購入方式

取組主体は、別記様式第4-2号の事業実績報告書を作成し、協議会へ提出する。協議会は、取組主体からの事業実績報告書を取りまとめるとともに別記様式第4-1号の事業実績報告書を作成し、酪畜協会へ提出する。

(2) リース方式

取組主体等は、別記様式第4-3号の事業実績報告書を作成し、協議会を經由して酪畜協会へ提出する。

2 酪畜協会は、1の内容を取りまとめ、北海道に対し、その実施状況を報告するものとする。

第6 財産処分についての取扱い

事業により取得した財産の処分については、別添2の「機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い」に基づき、適正に行うものとする。

第7 事業の推進指導等

1 酪畜協会は、中央畜産会及び農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）の指導の下、北海道、協議会、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。

2 リース事業者及び取組主体等は、酪畜協会の指導の下、北海道、協議会、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第8 目標年度及び成果目標並びに事業評価

この事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は次のとおりとする。

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

2 成果目標

目標年度における本事業の成果目標は、畜産クラスター計画に基づく取組による成果として、次の(1)から(5)までのいずれかの成果目標を設定するものとする。

(1) 第1の1の事業を実施する者のうち、大規模経営（正規雇用者数が常時6人以上（経営主の親、子、兄弟姉妹及び配偶者（以下「家族」という。）を除く。）の経営体、常時農業従事者若しくは家族以外の者が議決権を有する株式会社又は常時農業従事者若しくは家族以外の者を社員に含む持分会社をいう。以下同じ。）にあっては、次のいずれかの成果目標を設定するものとする。

ア 販売額の8%以上の増加

- イ 生産コストの8%以上の削減
 - ウ 農業所得又は営業利益の8%以上の増加
- (2) 第1の1の事業を実施する者のうち、中小規模経営（大規模経営以外の経営体）にあつては、次のいずれかの成果目標を設定するものとする。
- ア 販売額の5%以上の増加
 - イ 生産コストの5%以上の削減
 - ウ 農業所得又は営業利益の5%以上の増加
- (3) 第1の1の事業を実施する者のうち、飼料生産組織にあつては、次のいずれかの成果目標を設定するものとする。
- ア 販売額の5%以上の増加
 - イ 生産コストの5%以上の削減
 - ウ 農業所得又は営業利益の5%以上の増加
 - エ 自給飼料収穫量又は利用量の5%以上の増加
- (4) 第1の1の事業について、実施要領別添4の第3の施設整備と一体的に機械装置を導入する者の成果目標は、当該機械装置の導入に係る家畜排せつ物処理施設を利用する畜産農家の家畜排せつ物処理費用の5%以上の削減とする。
- (5) 第1の1の事業について、実施要領別紙4の第1の2又は3の事業を取り組む者であつて施設整備と一体的に機械装置を導入する者の成果目標は、生産量又は販売額の5%以上の向上とする。

3 成果目標の検証

協議会は、2により設定した成果目標について、事業実施年度の翌年度の効果について検証を行い、別記様式第5号の事業成果報告書により、事業実施年度の翌々年度の7月末までに酪畜協会に報告するものとする。

成果目標の検証に当たっては、外的要因を排除するため価格補正を行った上で、検証するものとする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないことができるものとする。

報告を受けた酪畜協会は、北海道の事業成果報告書を取りまとめの上、中央畜産会及び北海道に報告するものとする。

4 評価と指導

酪畜協会は、3において成果目標を達成していない取組主体等について、改善が見込まれないと判断した場合には、第11に規定する報告を求め、北海道と連携し、必要な指導を行うものとする。

5 酪畜協会は、4の評価の結果を中央畜産会に報告するものとする。

第9 実施手続きに関する様式

各項で示す様式の外、精算払請求書等に係る様式は、別記1に定めるものとする。

第10 補助金の返還

酪畜協会は、取組主体等、協議会又はリース事業者から補助対象機械装置の処分制

限期間中、当該機械装置の利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、取組主体等又はリース事業者に対して補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとし、返還を受けた補助金は中央畜産会へ返還するものとする。

- (1) リース契約を解約又は解除したとき
- (2) 取組主体等が経営を中止したとき
- (3) 導入した機械装置が滅失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき
- (6) 変更の届出、報告等を怠ったとき

第11 調査及び報告

- 1 協議会は、第4の6の(2)のイにより確認した機械装置の利用状況について、酪畜協会に対し、第8の3の事業成果報告書の報告時に併せて報告するものとする。
報告を受けた酪畜協会は、北海道内の機械装置の利用状況を取りまとめ、中央畜産会及び北海道に報告するものとする。
- 2 酪畜協会及び北海道は、協議会、リース事業者及び取組主体等に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第12 消費税及び地方消費税の取扱い

酪畜協会は、実施要領別紙2の第11及び業務方法書第9条第6項の規定に準じて取り扱うものとする。

第13 帳簿等の整備保管等

酪畜協会は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第14 肉用牛・酪農重点化枠その他に係る特例

第1から第13までに定めるほか、肉用牛・酪農重点化枠として実施する場合及び飼料増産優先枠として実施する場合にあっては、実施要領別添3及び別添5のとおりとする。

第15 不正行為に対する措置

本事業による給付又は助成を受ける者は、本事業の実施に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）、農地法（昭和27年法律第229号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）等、本事業に係る法令・規程等を遵守するとともに、取組主体が本事業に係る法令・規程等を遵守していることの確認等を行い、適正に事業を実施

するものとする。

第16 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、酪畜協会会長が別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象機械装置	
機械装置の区分	仕様等
飼料給与関係機械装置	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、ベールフィーダー、餌寄せロボット 等
畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等
省エネ・電力安定供給のための機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置、効率的生産の継続に資する機械装置、自家発電機、配電盤 等
家畜飼養管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、その他個体装着型家畜管理装置、哺乳ロボット、自動家畜分別機械装置、ふ卵関係装置 等
搾乳関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット、乳頭洗浄機、バルククーラー、オートサンプラー 等
衛生管理高度化機械装置	畜舎洗浄・清掃ロボット、ふん尿除去機械装置（自走式を除く）、動力噴霧機、車両消毒装置、脱臭関係装置 等
畜産物管理・加工機械装置	集卵装置、汚卵洗浄装置、食肉加工機械装置、乳製品加工機械装置、検卵機械装置、選卵機械装置 等
飼料播種・追播用機械装置	牧草播種機、追播種機、とうもろこし播種機、飼料用稲直播機 等
飼料収穫・調製用機械装置	刈取機、反転機、集草機、梱包機、梱包格納用機械、フォーレージハーベスター、とうもろこし収穫機、運搬機、サイレージ等取出・積込機 等
その他飼料生産関係機械装置	稲わら収集機、簡易土壌分析機器 等

補助対象機械装置	
機械装置の区分	仕様等
スマート農業関連機械装置	畜舎温度管理制御システム、GPSガイダンスシステム 等
草地等管理用機械装置	複合作業機を含み、草地等の管理・更新（除草、心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥、耕起、覆土、鎮圧等）に係る作業に要する機械 等
飼料調製用機械装置	TMR等の混合飼料を調製するための混合・攪拌機、梱包解体機、梱包格納用機械、コンベア及び作業管理システム機器、簡易飼料分析機器 等
飼料用米調製用機械装置	飼料用米加工・調製機（飼料粉碎機、加圧圧パン処理機、造粒機、発酵処理機、梱包機等）、飼料混合機 等
放牧関連機械装置	電牧器、簡易畜舎（組立式）、移動式スタンション 等
飼料保管装置	飼料タンク、コンテナ、簡易飼料保管庫（延床面積200㎡以下のものに限る。）
エコフィード調製・給与関係装置	エコフィード調製装置、エコフィード給与装置、リキッドフィード給与装置、簡易飼料分析機器、エコフィード運搬車（特装しているものに限る） 等
堆肥調製散布関係機械装置	堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車（特装しているものに限る）等

（注意）

- 1 補助対象機械装置には、汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。
- 2 本表のほか、本表の機械装置と同様の効果があるものとして、都道府県知事が特に認めた機械についても補助対象とする。
- 3 本事業により導入された機械装置については、飼料作物以外の作物生産に用する場合、飼料生産に支障を生じない範囲でその利用を可能とする。
- 4 農業機械の導入は、利用規模や作業効率の向上に即した適正な機械の選定を行うこと。
- 5 本表のほか、飼料増産優先枠で補助対象とする機械装置は実施要領別添5の別表2のとおりとする。

別表 2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営等強化支援事業	中心的な経営体による機械装置の購入又はリース事業者によるリース物件の取得に必要な経費	1/2 以内
2 推進指導事業	事業実施主体が 1 の事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催、事業の推進、指導、調査等に必要な経費	定額

別添 1

協会要領第 1 の 1 の事業に係る補助方法等の取扱い

第 1 補助金の請求

酪畜協会は、協会要領第 1 の 1 の事業に係る取組主体等が機械装置の導入を完了したときは、リース方式にあってはリース事業者から精算払請求書、購入方式にあっては畜産クラスター協議会から実績報告書による補助金の請求を受けるものとする。

第 2 補助金の支払い

酪畜協会は、第 1 による請求を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて確認・調査等を行い、協会要領第 5 の 1 の取組主体等の実績報告書及び協会要領第 4 の 3 の (4) の事業参加承認の内容とこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、その支払額について中央畜産会に請求を行うものとする。

第 3 消費税の取扱い

- 1 精算払請求をしたリース事業者は、第 1 の精算払請求書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 2 精算払請求をしたリース事業者は、精算払請求をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額したリース事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書により速やかに中央畜産会に報告するとともに、中央畜産会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第 2 の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により中央畜産会に報告しなければならない。

別添2

機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い

1 財産処分に係る承認申請等

- (1) 補助対象財産の所有者（借受者を含む）が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、取組主体等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、酪畜協会に申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 酪畜協会は、前項の承認をするときは、別表の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。
なお、付した条件に基づきリース事業者又は取組主体等から補助金相当額の返還を受けた場合は、その補助金相当額を中央畜産会に返還するものとする。

2 災害被害財産等に係る承認申請等

- (1) 取組主体等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきときは、災害報告書（別紙様式第2号）により、酪畜協会に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。
- (2) 酪畜協会は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、1に従った手続きを指示することができる。

別添2 別表

処分区分		承認条件	中央畜産会返還額	備考
目的外使用	補助事業を中止しない場合	中央畜産会へ返還 (ただし、備考の場合は中央畜産会への返還は不要)	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間（農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。）内に一時使用する場合又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、中央畜産会への返還を要しない。
	中止する場合 補助事業を	道路拡張等により取り壊す場合	中央畜産会へ返還 財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
		上記以外の場合	中央畜産会へ返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。
譲渡	有償	中央畜産会へ返還	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。	
	無償	中央畜産会へ返還 (ただし、備考の場合は中央畜産会への返還は不要)	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。	処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、中央畜産会への返還を要しない。
交換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること		
	下取交換以外の場合	交換差益額を中央畜産会へ返還	交換差益額に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。

貸 付 け	有償 (遊休期間内の一時 貸付け)	収益について中央畜産会 へ返還、かつ、本来の補 助目的の遂行に影響を及 ぼさないこと	貸付けにより生ずる収益(貸付 けによる収入から管理費その他 の貸付けに要する費用を差し引 いた額)に補助率を乗じた金 額を中央畜産会へ返還する。	
	無償 (遊休期間内の一時 貸付け)	本来の補助目的の遂行に 影響を及ぼさないこと		
	長期間(1年以上) の貸付け	中央畜産会へ返還	残存簿価又は時価評価額のい ずれか高い金額に補助率を乗 じた金額を中央畜産会へ返還 する。	
担 保	補助残融資又は補助 目的の遂行上必要な 融資を受ける場合	本来の補助目的の遂行に 影響を及ぼさないこと		

(備考1) 上記の返還金算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

(備考2) 補助率については、確定補助率の数値を用いること

(備考3) 酪畜協会は中央畜産会と協議の上、上記の処分区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会 長 殿

(所属協議会名)
(貸付主体名) 印
(取組主体名) 印

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）により取得した（又は効用の増加した）財産について、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施要領第6の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い1の（1）の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

- (1) 処分を行う理由
- (2) 今後の利用方法（処分区分）

((注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。)

2 処分の対象財産

- (1) 取組主体等（転貸の場合は取組主体名を記載）
- (2) 導入方式：（購入方式、リース方式（直貸）・（転貸）から該当するものを記載）
- (3) 財産の名称、所在、型式、数量

名称	所在	形式	数量

（購入方式の場合は別記様式第3号－別紙2 申請内容、リース方式の場合は別記様式第3号－別紙3 申請内容に準じて記載）

- (4) 機械価格、補助金額
- (5) 事業参加承認日、文書番号
- (6) 導入年月日
- (7) 耐用年数（処分制限期間）：〇年
- (8) 経過年数：〇年〇ヶ月
- (9) 現状の写真（添付）

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

(注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること

(注2) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること

- ①補償契約書等の写し
- ②取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「無償」で備考欄を適用する場合には、次の資料を添付すること

ア 購入方式の場合

- ①クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
- ②譲渡先の別記様式第3号－別紙2 申請内容
- ③譲渡先の定款（法人の場合）
- ④譲渡先の認定農業者の認定書面（写し）（該当する場合のみ）
- ⑤譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し）（該当する場合のみ）
- ⑥譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し）（該当する場合のみ）
- ⑦譲渡先の証明書（写し）（法人の場合）
- ⑧譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し）
- ⑨財産管理台帳（写し）
- ⑩その他、必要な書類

イ リース方式（直貸）の場合

- ①クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
- ②譲渡先の別記様式第3号－別紙3－1 申請内容
- ③譲渡先の定款（法人の場合）
- ④譲渡先の認定農業者の認定書面（写し）（該当する場合のみ）
- ⑤譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し）（該当する場合のみ）
- ⑥譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し）（該当する場合のみ）
- ⑦譲渡先の履歴事項証明書（写し）（法人の場合）
- ⑧譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し）
- ⑨リース契約書、借受書（写し）
- ⑩その他、必要な書類

ウ リース方式（転貸）の場合

- ①クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面
- ②譲渡先の別記様式第3号－別紙3－2 申請内容
- ③譲渡先の定款（法人の場合）
- ④譲渡先の認定農業者の認定書面（写し）（該当する場合のみ）
- ⑤譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し）（該当する場合のみ）
- ⑥譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し）（該当する場合のみ）
- ⑦譲渡先の履歴事項証明書（写し）（法人の場合）
- ⑧譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し）
- ⑨リース契約書、借受書（写し）
- ⑩その他、必要な書類

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会 長 殿

(所属協議会名)
(貸付主体名) 印
(取組主体名) 印

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）により取得した（又は効用の増加した）補助対象財産（以下、「機械装置等」という。）が、災害（例 〇〇地震）により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴会から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく指示があった場合には、その指示に従います。

記

1 機械装置等の概要

- (1) 事業参加承認日、文書番号
- (2) 取組主体等（転貸の場合は取組主体名を記載）
- (3) 導入方式：（購入方式、リース方式（直貸）・（転貸）から該当するものを記載）
- (4) 機械装置等の名称、所在、型式、数量

名称	所在	形式	数量

（購入方式の場合は別記様式第3号－別紙2 申請内容、リース方式の場合は別記様式第3号－別紙3 申請内容に準じて記載）

- (5) 機械装置等の設置場所
- (6) 機械価格、補助金額
- (7) 耐用年数（処分制限期間）：〇年
- (8) 導入年月日
- (9) 経過年数：〇年〇ヶ月

2 災害の概要

- (1) 被災の原因
年 月 日（〇〇地震による被災）（〇〇气象台調べ 〇〇時〇〇分）
- (2) 被災の程度
施設等の破損（建物の〇〇が〇〇） 被害見積価格
機械装置等の復旧が不可能との判断した理由等
- (3) 被災機械装置の収支等
機械装置等の取り壊し等の概算経費
処分に係る収益等の見込額（損失補償金を含む。）

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳（写し）（該当する場合）
- 2 被害状況の写真など
- 3 その他、必要な書類

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会 長

令和 4 年度 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）
実施計画書の承認（変更）申請について （注）

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）別紙 2 の第 5 の 3 の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更）申請します。

記

事業の内容

事業内容	参加要望協議会数 (件)	事業費 (円)		備考
		補助金	その他	
畜産経営等強化 支援事業				
推進指導事業				
合 計				

(注) : 事業実施計画書を添付すること

年 月 日

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会 長 殿

畜産クラスター協議会会長

令和4年度年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）
参加申請書 （注）

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を下記のとおり実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2の第5の4の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 取組主体等名

取組主体名	
貸付主体名	

※転貸の場合は両方記入すること

2 申請の概要

優先順位	機械装置名	補助金額（円）	購入方式	リース方式	備考

※購入方式又はリース方式欄のいずれかに○印をつけてください。

※本様式は、取組主体の申請ごとに添付すること。

（注）：対象となる以下の資料を添付すること

- 〔別記様式第3号－別紙1
- 別記様式第3号－別紙2（別紙3－1及び別紙3－2）
- 別記様式第3号－別紙4

別記様式第3号—別紙2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)申請内容に係る添付資料(購入方式)

No	機械装置の区分	補助対象機械装置名		補助対象機械装置の概要		取組主体名: 機械装置価格、補助金等											
		新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		数量	販売業者	型式	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	下取の機械加価 C (円)	下取りに係る消費税 D (円)	計 (円)	補助率	補助金額 (A-C)×1/2 以内) (円)	
				経過年数 ②	残存年数 (①-②) ※2												
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
計																	

※1: 新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2: 新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業(機械導入事業)申請内容に係る添付資料(リース方式)

No	機械装置の区分	補助機械装置名	新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ①	補助対象機械装置の区別		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	補助率 (A×1/2以内) (円)	補助金額 (円)	リース事業者名	貸付期間 (年)	
					経過年数 ②	中古機械の場合 残存年数 (①-②) ※2											
																	取組主体名: 機械装置価格、補助金等
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
計																	

※1:新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。
 ※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

別記様式第3号—別紙3-2

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)申請内容に係る添付資料(リース方式)

貸付主体から借受を行 う組合の取組主体名	機械装置の区 分	補助機械装置名	新品・中 古の区分 ※1	補助対象機械装置の概要		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	貸付主体名: 機械装置価格、補助金等		貸付期間 (年)	
				法定耐用 年数	中古機械の場合 経過年数 ② 残存年数 (①-②) ※2							補助金額 (A×1/2以内) (円)	補助率		
1														1/2	
2														1/2	
3														1/2	
4														1/2	
5														1/2	
6														1/2	
7														1/2	
8														1/2	
9														1/2	
10														1/2	
小計															
小計															

※1:新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入、なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。
 ※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

畜産クラスター協議会名	
-------------	--

事業実施主体の長 殿

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書
及び当該申請に係る確認書

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を下記のとおり実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2の第5の4の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、交付要綱、実施要綱、実施要領、業務方法書及び申請マニュアルをよく読み内容を理解しました。

取組主体の申請件数	件
-----------	---

また、特に次の事項に対し、相違があった場合は、事業参加承認後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなり、又は補助金の支払後においては補助金の一部もしくは全部を返還することを承諾のうえ、申請します。

- 1 補助金に係る全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載は行いません。
- 2 畜産クラスター協議会及び取組主体（貸付主体を含む。以下同じ）は、導入する機械の規模、能力、数量の妥当性及び導入の必要性等について説明責任を負うことを承諾します。
- 3 一般競争入札又は3者以上の見積による補助対象機械装置の最低価格を補助対象経費として申請します。また、補助対象経費は補助対象機械装置の本体価格のみであり、それ以外の費用を混同していません。
- 4 事業実施主体が事業参加申請を承認する以前に、既に発注等を行った場合は補助金の交付対象とならないことを承諾します。また、補助金の支払いは、機械装置の導入、支払い及び所有権の移転が完了し、実績報告書を提出した後一定期間を要することを承諾します。
- 5 補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について事業実施主体の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する可能性があることを承諾します。

（購入方式のみ）既に所有している機械装置を下取りさせて同種の機械装置を導入する場合は、導入する機械装置の本体価格から当該機械装置の下取り価格を控除した額を補助対象経費として申請します。

取組主体名 （※法人の場合は法人名・代表者名）	貸付主体 （※転貸の場合）	
（※取組主体本人の自署とする）	組織名	
	役職	担当者名（※貸付主体の実務責任者の自署も可とする）
取組主体が自署した年月日： 年 月 日		

導入方式	購入方式の場合	（※協議会の実務責任者の自署とする）
	リース方式の場合	（※リース事業者名を記入）

※ 購入方式の場合の下取り機械装置の補助事業等の取扱いは、「補助事業等における精算の取扱いについて」（昭和57年10月26日付け57経第1702号）に関する取扱いによる。

※ 処分制限期間は、導入した機械装置の耐用年数期間をいう。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

※ 耐用年数とは、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に準ずる。

別記様式第4-1号

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
実績報告書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会長 殿

住 所
〇〇畜産クラスター協議会会長 氏 名 印

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

また、併せて畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施要領別添1の規定に基づき、下記のとおり補助金〇〇〇円を請求する。

記

- 1 事業名
畜産経営等強化支援事業
- 2 補助対象機械装置・金額等

No	取組主体名	補助対象機械装置の概要							機械装置価格、補助金等								
		補助機械装置名	新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	下取り機械 価格 C (円)	下取りに係る消費税 D (円)	計 (円)	補助率	補助金額 ((A-C)×1/2 以内) (円)
					経過年数 ②	残存年数 (①-②) ※2											
1															1/2		
2															1/2		
3															1/2		
計																	

※1: 新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2: 新場合の残存年数は法定耐用年数となる。

3 添付書類

- (1) 別記様式第4-2号 令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）実績報告書【第 回要望分】（取組主体から提出された実績報告書）の写し
- (2) 別記様式第4-4号 補助対象機械装置の導入報告書（購入方式）の写し
- (3) 事業参加承認通知書の写し

<振込先>

金融機関名

支店名

口座種別・口座番号

口座名義（フリガナ）

別記様式第4-2号

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
実績報告書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

〇〇畜産クラスター協議会
会 長 殿

住 所
取組主体名 印

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

また、併せて、下記のとおり補助金〇〇〇円を請求する。

記

- 1 事業名
畜産経営等強化支援事業

- 2 補助対象機械装置・金額等

No	取組主体名	補助対象機械装置の概要							機械装置価格、補助金等								
		補助機械装置名	新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	下取り機械 価格 C (円)	下取りに係る 消費税 D (円)	計 (円)	補助率	補助金額 ((A-C)×1/2 以内) (円)
					経過年数 ②	残存年数 (①-②) ※2											
1																1/2	
2																1/2	
3																1/2	
計																	

※1: 新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2: 新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

- 3 添付書類
(1) 別記様式第4-4号 補助対象機械装置の導入報告書（購入方式）
(2) 事業参加承認通知書の写し

<振込先>

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義（フリガナ）

別記様式第4－3号

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
実績報告書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会 長 殿

住 所
取組主体等（借受者）名 印

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

- 1 事業名
畜産経営等強化支援事業
- 2 貸付対象機械装置・金額等
（注）機械装置名、数量、機械価格、消費税、補助金額等を記載する。
- 3 添付書類
（1）貸付対象機械装置に係るリース契約書（写し）
（2）貸付対象機械装置の導入報告書（別記様式第4－5号）
（3）事業参加承認通知書の写し

（注）農協等が再貸付を行っている場合は、再貸付先から実績報告を受け作成すること。

別記様式第4-4号

補助対象機械装置の導入報告書（購入方式）

事業名：畜産経営等強化支援事業

取組主体	組 織 名：				
	代 表 者 名：				印
販売業者	会 社 名：				
補助対象機械装置の名称					
銘 柄（製造メーカー）					
型 式					
機械装置製造番号					
車両等の場合登録番号					
補助対象機械装置の納入年月日					
導入年月日					
導入場所					
所見	申請内容と相違ないか				
	カタログどおりか				
	新品であるか				
	試運転の結果はどうか				
	業者から取扱説明を受けたか				
備考					

- (注)
- 1 事業ごと販売業者ごとに作成する。
 - 2 導入日に撮影した機械装置の全景写真（四方から）及びメーカー名・製造番号・車両登録番号の確認可能な銘板等の写真並びに車検証もしくは標識交付証明書等（登録車両、届出車両のみ）の写し。
 - 3 売買契約書又はこれに代わる注文書等の写し、納品書の写し、明細書の写し、領収書又はこれに代わる振込依頼書の控えの写し、動産総合保険証等の写しを添付する。
 - 4 「別紙様式 財産管理台帳」の写し。
 - 5 機械装置や銘柄、型式などは事業参加承認通知書記載の通りに作成すること。

別記様式第4-5号

補助対象機械装置の導入報告書（リース方式）

業名：畜産経営等強化支援事業

取組主体等(借受者)	組 織 名：			
	代表者名： 印			
リース事業者	会 社 名：			
補助対象機械装置の名称				
銘 柄（製造メーカー）				
型 式				
機械装置製造番号				
車両等の場合登録番号				
販売業者等の名称				
補助対象機械装置の納入年月日				
貸付番号				
導入年月日				
導入場所				
所見	申請内容と相違ないか			
	カタログどおりか			
	新品であるか			
	試運転の結果はどうか			
	業者から取扱説明を受けたか			
備考				

- (注)
- 1 事業ごとリース事業者ごとに作成する。
 - 2 導入日に撮影した機械装置の全景写真（四方から）及びメーカー名・製造番号・車両登録番号の確認可能な銘板等の写真並びに納品書、明細書、車検証もしくは標識交付証明書等（登録車両、届出車輛のみ）の写しを添付する。
 - 3 農協等が再貸付を行っている場合は、備考欄に取組主体名を記入する。
 - 4 機械装置や銘柄、型式などは事業参加承認通知書記載の通りに作成すること。

別記様式第5号

番 号
年 月 日

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会 長 殿

畜産クラスター協議会会長 印

年度 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業
(機械導入事業：対象となる事業名を記入)
成果報告書 (注)

年 月 日付け〇〇〇第 号で事業参加承認通知のあった畜産収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙2の第8の3の規定に基づき別紙（注：対象となる別紙の番号を記入）の「 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）成果報告」を別添のとおり報告します。

別記様式第5号一別紙2

〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業) 導入機械管理状況報告(購入方式)

畜産クラスター協議会名(都道府県) ()

No.	取組主体 (管理者名)	機械装置の管理(設置) 所在地	購入機械装置		処分制限期間	管理状況		備考					
			機械装置の区分	機械装置名		数量	機械価格 (円、税抜)		導入年月日	法定耐用年数	処分制限年月日	稼働時間 (一日当たり)	稼働日数 (一月・一年当たり)
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

※1 財産管理台帳から必要事項を記載。

※2 管理状況は、畜産クラスター協議会が確認した直近の状況を記載。

別記1様式第1号（リース事業者→酪畜協会）

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
精算払請求書【第 回要望調査分】

番 号
年 月 日

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会 長 殿

住 所
リース事業者名
代 表 者 名 印

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）について、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施要領別添1の規定に基づき、下記のとおり補助金〇〇〇円を請求する。

記

1 請求対象借受者数及び補助金額

借受者数（件）	補助金額（円）

2 添付書類

- (1) 事業別県別の請求明細書
- (2) 貸付対象機械装置に係るリース契約書（写し）
- (3) 貸付対象機械装置に係る借受証（写し）
- (4) 貸付対象機械装置の詳細が分る資料（機械装置ごとの銘柄、型式と台数）

3 支払先

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義（フリガナ）

別記1様式第2号（リース事業者→中央畜産会）

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）の
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

住 所
リース事業者名
代 表 者 名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇の精算払請求により交付を受けた補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業））について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|---|-------|
| 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）補助金の精算払請求額 | 金〇〇〇円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金〇〇〇円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期

も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

参考様式第1-1号 事業参加承認通知書関係
(酪畜協会→畜産クラスター協議会)

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

〇〇畜産クラスター協議会会長 様

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会 長 印

このことについて、下記により事業参加を承認したので通知します。

なお、取組主体に対する事業参加承認通知については、貴職から下記の2及び3の条件を付し通知いただきますようお願いいたします。

記

1 補助対象機械装置

補助対象となる機械装置は、令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号の令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)参加申請書(以下「申請書」という。)をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書」のとおりとする。

2 取組主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知)、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)、同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書(平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号)並びに畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施要領(令和2年7月3日付け2年度北酪畜第1号)の定めるところに従わなければならない。

3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあっては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(2) 取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならないこと。

(3) 取組主体は、取得財産等(1件当たりの取得価格が50万円以上のもの)については、処分制限期間中において一般社団法人北海道酪農畜産協会の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(4) 取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、一般社団法人北海道酪農畜産協会会長の承認を受けなければならないこと。

別紙様式

財 産 管 理 台 帳

(取組主体名:)

畜産クラスター協議会名：				事業実施年度	令和 年度	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）						
事業の内容				導入 年月日	経費の配分			処分制限期間		処分の状況		概要
機械装置名	メーカー名	型式番号	数量		事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
				円		補助金	その他					円
計												

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
 3 摘要欄には、中古品の場合は「中古品」と記載するとともに、譲渡先、交換先、貸し付け先及び
 抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産
 管理台帳に代えることができる。

参考様式第1-2号 事業参加承認通知書関係
(畜産クラスター協議会→取組主体)

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

取組主体 様

〇〇畜産クラスター協議会
会 長 印

このことについて、下記のとおり事業参加が承認されたので通知します。

記

1 補助対象機械装置

補助対象となる機械装置は、令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号の令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）参加申請書（以下「申請書」という。）をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおりとする。

2 取組主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、同実施要領の別紙2及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）並びに畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施要領（令和2年7月3日付け2年度北酪畜第1号）の定めるところに従わなければならない。

3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 取組主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過していない場合にあつては、別紙様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(2) 取組主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

(3) 取組主体は、取得財産等（1件当たりの取得価格が50万円以上のもの）については、処分制限期間中において一般社団法人北海道酪農畜産協会会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(4) 取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、一般社団法人北海道酪農畜産協会会長の承認を受けなければならない。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

別紙様式

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙様式に同じ。

参考様式第1－3号 事業参加承認通知書関係
(酪畜協会→中央畜産会)

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 様

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会 長 印

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたので報告いたします。

添付資料
畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

参考様式第1－4号 事業参加承認通知書関係
(酪畜協会→北海道知事)

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業購入方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

北海道知事 様

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会 長 印

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたのでご報告いたします。

なお、中央畜産会、畜産クラスター協議会に対しましては、別途通知しましたので申し添えます。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

参考様式第2-1号 事業参加承認通知書関係
(酪畜協会→畜産クラスター協議会)

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

〇〇畜産クラスター協議会会長 様

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会 長 印

このことについて、別紙「令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）実施計画書」のとおり事業参加を承認したので通知します。

なお、取組主体等の事業参加承認通知書については、同封いたしますので貴職から手交いただきますようお願いいたします。

添付資料

参考様式第1-1号の畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

参考様式第2-2号 事業参加承認通知書関係
(酪畜協会→取組主体等)

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業リース方式)
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

取組主体等 様

一般社団法人北海道酪農畜産協会
会 長 印

このことについて、下記のとおり事業参加を承認したので通知します。

記

1 補助対象機械装置

補助対象となる機械装置は、令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号の令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)参加申請書(以下「申請書」という。)をもって申請のあった機械装置とし、その内容は別紙「令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書」のとおりとする。

2 取組主体等は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知)、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)、同実施要領の別紙2(以下「実施要領別紙2」という。))及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書(平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号)並びに畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施要領(令和2年7月3日付け2年度北酪畜第1号)の定めるところに従わなければならない。

3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 取組主体等は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

(2) 取組主体等は、貸付期間満了に伴いリース事業者から譲渡を受けた取得財産等(1件当たりの取得価格が50万円以上のもの)であって、処分制限期間を経過していない場合は、実施要領別紙2の第5の7の(3)のアの(ア)により財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(3) 取組主体等は、取得財産等については、処分制限期間中において一般社団法人北海道酪農畜産協会会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(4) 取組主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、一般社団法人北海道酪農畜産協会会長の承認を受けなければならない。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

参考様式第2－3号 事業参加承認通知書関係
(酪畜協会→中央畜産会)

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 様

一般社団法人 北海道酪農畜産協会
会 長 印

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたので報告いたします。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

参考様式第2-4号 事業参加承認通知書関係
(酪畜協会→北海道知事)

令和4年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
に係る事業参加承認通知書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

北海道知事 様

一般社団法人 北海道酪農畜産協会
会 長 印

このことについて、別紙の実施計画書のとおり事業参加を承認しましたのでご報告いたします。

なお、中央畜産会、畜産クラスター協議会及び取組主体等に対しましては、別途通知しましたので申し添えます。

添付資料

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。